

○総務省令第四百号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一、別紙様式第四及び別紙様式第六中「㊦」を削り、「氏名を田舎で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。」を削る。

附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。